

平成 21 年 6 月 20 日現在

研究種目：基盤研究（B）  
 研究期間：2006～2008  
 課題番号：18330009  
 研究課題名（和文） 北米・南米の市場統合と統一国際私法・知的財産法の発展に関する研究  
 研究課題名（英文） Research on Uniform Private International Law and Intellectual Property Law in Integrated Markets of Americas  
 研究代表者  
 高杉 直（TAKASUGI NAOSHI）  
 同志社大学・法学部・教授  
 研究者番号：60243747

研究成果の概要：北米・南米においては、NAFTA、MERCOSUR などの市場統合が進展している。EC・EU の例からも明らかな通り、市場統合の進展に伴って国際取引関連の民事法の統一が必要とされ、あるいは逆に、民事法統一の進展に伴い、市場統合が比較的容易に進められる。本研究では、このような視点から、米州の統一民事法の内容を検討し、その結果、EC・日本法と異なる法内容が多いこと、また、いくつかの斬新で示唆に富む点を発見した。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	3,400,000	0	3,400,000
2007年度	2,400,000	720,000	3,120,000
2008年度	2,700,000	810,000	3,510,000
年度			
年度			
総計	8,500,000	1,530,000	10,030,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学（3403）

キーワード：国際法学、民事法学、市場統合、国際私法、知的財産

## 1. 研究開始当初の背景

## (1) 北米・南米の市場統合と民事法統一

現在、世界の各地において地域的な市場統合の動きが見られる。代表的な地域的市場統合の例としては、ヨーロッパの EC・EU が挙げられるが、北米および南米においても、NAFTA、MERCOSUR などの市場統合が進展している。さらに、現在、北米・南米を包括する米州自由貿易市場（FTAA）の計画が米国主導の下に進められている。

EC・EU の例からも明らかな通り、市場統

合の進展に伴って国際取引に関連する広い意味での民事法に関する統一が必要とされる。あるいは、逆に、民事法の統一の進展に伴い、市場統合が比較的容易に進められるという側面もあろう。

本研究は、このような市場統合と民事法の統一の問題について、特に北米・南米の地域に限定し、かつ、とくに国際私法と知的財産法に焦点を当てて研究を行うものである。

## (2) 研究の必要性和特徴

このような研究を行う背景としては、次

のような意義・特徴があると考えたからである。

従来、わが国の比較研究においては、主としてヨーロッパおよび米国への集中がみられ、米州の国際私法および知的財産法については、必ずしも十分な研究がなされてきたとは言えない。しかし、米州の国際私法および知的財産法を見ると、ヨーロッパおよび米国の法の利点を採用し、欠点を補正するなど、英米法系と大陸法系の両者の理論的対立を止揚するような、先進的で興味深いものが多い。実際にも、米州で採用された斬新なルールが、後日、ヨーロッパや米国あるいは国際条約で採用されるという例が頻繁に見られる。また、米州では法律に関する出版物も多く、わが国における比較法研究においても、決して無視すべきではない地域である。

本研究は、重要な比較法対象であるにもかかわらず、従来、十分な研究対象とされてこなかった米州地域について、本格的な研究を試みるものであり、この点に特色・独創性が認められる。

また、北米はわが国の取引実務上、最も重要な地域の一つであり、また、南米についてもブラジルを中心とする経済発展や日系人の存在等もあって日本との関係・交流が益々緊密化しており、本研究は、企業実務・法律実務に対しても有益な情報・示唆を提供することができる。

## 2. 研究の目的

本研究は、北米・南米の市場統合に関して統一国際私法・知的財産法の発展およびその法内容を明らかにするものである。

### (1) 北米・南米地域への限定

研究対象は、次の理由から、北米・南米の地域に限定している。

第1に、最も代表的な地域的市場統合の一つであるEUについては、既に一定程度の研究の蓄積があり、おそらく今後とも他の研究者により十分な研究が見込まれるため、あえて我々が取り組む必要がない（但し、本研究においても、比較の対象として当然EUの検討を行う）。

第2に、他の地域（例えばアジア・アフリカ）の市場統合については、未だ必ずしも十分な研究がなされている訳ではなく、その意味で研究対象とすべき必要性は認められるが、現時点において、市場統合の進展と民事法の統一という観点からの研究資料の収集は困難であって、研究を行うには期が熟していない（＝本研究の終了後、本研究集団を母体としてアジア地域の研究に進むことを予定している）。

第3に、北米・南米は、NAFTA および MERCOSUR など既に一定の程度の地域的市場統合が進んでおり、統一民事法に関する研究資料も一定数存在すること、また、米州自由貿易地域（FTAA）の誕生の前後における民事法の統一の関係・役割を検討できるという、研究上最適な時期にある（＝研究対象としての適性）。

第4に、米州自由貿易地域が創設された場合には、人口8億人、域内国内総生産（GDP）合計が1.2兆ドルの世界最大の自由貿易圏が誕生する予定であり、とくに北米を取引上重要な地域の一つとしているわが国の企業実務にとってもきわめて重大な影響を与えるものと予想され、実務的観点からも研究の必要性が認められる（＝研究の実践性）である。

### (2) 市場統合と統一民事法

米州の統一民事法を研究する目的は、次の理由からである。

第1に、日本法の立法論・解釈論への示唆を求めることである。前述の通り、米州の国際私法および知的財産法を見ると、ヨーロッパおよび米国の法の利点を採用し、欠点を補正するなど、英米法系と大陸法系の両者の理論的対立を止揚するような、先進的で興味深いものが多い。このような法内容をさらに詳細に研究することで、我が国においても採用・導入すべきものを発見できるのではないかと思われる。

第2に、アジア地域の市場統合との関係で有意義であろう。今後、アジア地域（ないし日本、韓国、台湾、中国等の東アジア地域）においても市場統合の進展が見込まれる。米州の先例を研究することで、市場統合に際して必要な法統一の分野・事項・内容などについて示唆を得ることができるのではないかと思われる。

## 3. 研究の方法

### (1) 北米および中南米の地域的市場統合の確認と実態調査

本研究の端緒として、北米および中南米の地域的市場統合について、文献等によって把握・理解した。具体的には、北米チーム、中南米チームに分かれた上で、当該地域的市場統合の枠組み、スケジュール、特徴などを整理した。

そして、北米チームと中南米チームに分かれた上で、市場統合の実態調査を行った。その際、研究協力等から情報収集を行うとともに、更に必要な専門家の紹介を求めた。これは、「生きた法」を理解するには、現地の専門家によるヒアリングが必要不可欠なため

である。

また、現地でしか入手できない文献も積極的に取得した。

### (2) 米州の統一民事法の研究

米州の統一民事法について、過去の条約から順次、文献等によって理解を深める。

具体的には、次の諸条約である。①リマ条約、②モンテビデオ条約、③ブスタマンテ法典、④改正モンテビデオ条約、⑤CIDIP-1で採択された諸条約（手形条約、小切手条約、仲裁条約、嘱託書条約、証拠収集条約、代理条約）、⑥CIDIP-2で採択された諸条約（小切手条約、商事会社条約、外国裁判・仲裁判断条約、保全処分条約、外国法条約、自然人住所条約、国際私法総則条約、嘱託書追加議定書）、⑦CIDIP-3で採択された諸条約（養子縁組条約、法人条約、間接管轄条約、証拠収集議定書）、⑧CIDIP-4で採択された諸条約（子返還条約、扶養条約、道路運送条約）、⑨CIDIP-5で採択された諸条約（契約条約、人身売買条約）、⑩CIDIP-6で採択された諸条約等（担保取引モデル法、道路運送証券）、⑪MERCOSURにおける統一法、⑫NAFTAにおける統一法。

その上で、統一民事法と市場統合の関係について検討を行った。

### (3) 知的財産法の研究

北米・南米の各国の知的財産法について、文献に基づき理解を行うと共に実態調査を行い、その上で市場統合との関係について検討を行った。

### (4) まとめ

研究のまとめとして、北米・南米の法律家を招聘した上で公開国際シンポジウムを開催し、研究成果の一部を発表した。

## 4. 研究成果

### (1) 第2次大戦前の諸条約

米州地域においては、すでに第二次世界大戦前においても国際私法統一条約が活発に作成されていた。しかし、この活性が、逆に、複数の国際私法条約の作成につながり、属人法の決定基準の対立などもあって、内容の異なる統一条約の並存という事態をもたらした。米州地域全体で見ると、中南米諸国間でブスタマンテ法典とモンテビデオ条約が並存するとともに、さらに米国法などが独自に存在するという状況にあったと評することができる。

### (2) CIDIPの活動

第二次世界大戦後、このような状況を前提として、さらに米州地域全体の国際私法統一

を促進するための試みがなされるようになる。この作業を主に担ったのが、米州機構の国際私法専門会議（CIDIP）である。

CIDIPは、1975年の第1回会議以降、ほぼ5年ごとに開催されてきた。米国の積極的参加を図るためにも、当初は、国内法への影響が大きい実体法分野ではなく、国内的障害が少なく実益が大きい司法共助などの分野が中心的に取り扱われた。その後、国際取引法および国際家族法関係（とくに最近）の条約の採択が増加していると言ってよいであろう。

### (3) 米州地域の統一条約の特徴

米州地域の国際私法条約の特徴を挙げれば、第一に、条約内容の包括性を指摘できよう。戦前のモンテビデオ条約およびブスタマンテ法典のいずれも、国際民法、国際商法および国際民事手続法その他の広範な法領域を対象としていた。また、戦後のCIDIP条約は、たしかに包括的な法領域ではなく個別の事項を対象とするものではあるが、当該事項に関する限り、準拠法選択規則だけでなく、裁判管轄規則や統一実質法規則を定めて包括的な法規制を図る条約も多い（たとえば、手形条約、扶養条約、陸上運送契約条約、養子縁組条約など）。

第二の特徴（第一の特徴とも部分的に重なるが）としては、新しい考え方を積極的に取り入れている点が挙げられる。たとえば、国際私法総則条約のように、そもそも国際私法の一般規則自体を一個の条約で定めるという発想は、ハーグ国際私法条約など他の統一国際私法条約には見あたらない。また、個別の規定についても、たとえば、司法共助と判決承認との無関係を明示する嘱託書条約等の規定や、養子縁組条約中の養子縁組という事実に関する保秘などの実質法規定などは、類似の条約（ハーグ国際私法条約等）と比較して先進的なものと評価することができよう。さらに、契約の類型化に基づく推定規則（特徴的給付の理論など）を排するとともに国際商慣習法（*lex mercatoria*）の適用可能性を広く認める契約準拠法条約の規定、被害者保護の観点から裁判所および準拠法の広範な選択を認める環境汚染民事責任条約（基本案）の規定などは、欧州諸国の国際私法と比較してみても、目新しいものといえる。今後の普遍的な国際私法条約の内容や障害を考える際には、これらの諸条約・諸規定の妥当範囲に関する検討が必要となろう。わが国の国際私法の立法論的考察においても、これらは、参照すべき素材の一つとなり得る。

### (4) 米州地域の法統一の今後

国際私法統一運動という観点においても、米州地域は、第二次大戦前から先駆性を有し

ていた。また、戦後もCIDIPという場を設定して、継続的に国際私法の統一化を進めてきたといえよう。しかしながら、この統一国際私法運動については、最近になって多少の翳りが見受けられる。たとえばCIDIPの採択する条約数は、近年少なくなっている。また、最近では統一国際私法条約ではなく、むしろ統一実質法や刑事法などを内容とする条約や、モデル法という法形式を選択する方向も示されている。このCIDIPにおける国際私法統一の停滞傾向の理由としては、従来、欧州中心のハーグ国際私法会議を敬遠していた米州諸国が、近時、ハーグ国際私法会議に積極的に参加していることが考えられる。現在では、北米はもとより、中南米の有力国もハーグ国際私法会議の構成国になっており、CIDIPの存在意義自体が曲がり角に来ているのかもしれない。

このようなCIDIPに対する消極的要因に対して、他方では今後の積極的な可能性を示す要因も存在する。それは、米州地域における経済市場統合の動きである。たとえば、南米共同市場(MERCOSUR)の創設・進展に伴い、共同市場における統一国際私法条約が作成されている。米州では、MERCOSURおよび北米自由貿易地域(NAFTA)を含む、南北アメリカ大陸全体を単一市場とする米州自由貿易地域(FTAA)の創設を目指す動きもある。このような米州地域の地域統合が一層強まれば、欧州諸国の動向と同様に、共同市場内における米州国際私法条約の必要性が強まり、再び、CIDIPの役割が重要となってくる可能性もある。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計21件)

- (1) 高杉直、「国際的な特許出願と職務発明」、松岡博編『国際知的財産法の潮流』、2008年、117-138頁
- (2) 松岡博・高杉直、「国際知的財産法総論」、松岡博編『国際知的財産法の潮流』、2008年、1-14頁
- (3) 高杉直、「国際私法における法人」、国際法外交雑誌106巻2号、2007年、1-22頁
- (4) 高杉直、”E-commerce and Dispute Resolution: Jurisdiction and Applicable Law in a Dispute Arising from a Computer Information Transaction”、Cyberlaw for global E-business: finance, payment, and dispute resolution/ Takashi Kubota ed.、2008年、239-254頁
- (5) 高杉直、「法適用通則法における不法

行為の準拠法」、ジュリスト1325号、2006年、55-61頁

(6) 高杉直、「国際商取引の教育・研究における商学との協働の重要性—国際契約における紛争解決条項を例に」、国際商取引学会年報8号、2006年、18-27頁

(7) 植松真生、「フィリピンに居住するフィリピン人の親権者を指定する裁判に関する国際裁判管轄の存否」、私法判例リマックス35号、2007年、140-143頁

(8) 植松真生、「新国際私法における不法行為」、国際私法年報8号、2006年、65-85頁

(9) 多田望、「不法行為地管轄」、国際私法年報10号、2009年、49-77頁

(10) 多田望、「国際民事訴訟における証言拒絶権」、熊本法学116号、2009年、137-169頁

(11) 多田望、「米州証拠収集条約とその追加議定書について」、熊本法学113号、2008年、161-197頁

(12) 長田真里、「現代における国際取引規範」、国際法外交雑誌106巻4号、2008年、168-177頁

(13) 長田真里、「国際商事仲裁の準拠法」、JCAジャーナル54巻1号、2007年、100-105頁

(14) 西谷祐子、「アルゼンチンの離婚及び別居法について」、家庭裁判月報59巻5号、2007年、1-78頁

(15) 西谷祐子、“Die Reform des internationalen Privatrechts in Japan”、IPRax、2007年、552-557頁

(16) 西谷祐子、「不法行為の準拠法」、須網隆夫・道垣内正人編『国際ビジネスと法 [ビジネス法務体系IV]』(日本評論社)、2009年、143-180頁

(17) 西谷祐子、「消費者契約及び労働契約の準拠法と絶対的強行法規の適用問題」、国際私法年報9号、2007年、29-67頁

(18) 西谷祐子、「欧州共同体における契約法統一への道程—『ヨーロッパ契約法原則』の意義と問題点—」、民商法雑誌137巻4・5号、2008年、371-402頁

(19) 西谷祐子、“The Rome II Regulation from a Japanese Point of View”、Yearbook of Private International Law、2007年、175-192頁

(20) 西谷祐子、“La loi applicable à la responsabilité délictuelle - Le Règlement « Rome II » du point de vue japonais -”、Revue internationale de droit comparé、2008年、639-659頁

(21) 西谷祐子、“Internationales Privat- und Zivilverfahrensrecht (§ 24) “、

Handbuch des japanischen Handels- und Wirtschaftsrecht, hrsg. von Harald Baum (im Druck).

〔学会発表〕(計4件)

(1) 長田真里、「日本におけるCISGの適用」、国際私法学会、2009年5月10日、学習院大学

(2) 多田望、「特別管轄—不法行為管轄など」、国際私法学会、2008年5月11日、中京大学

(3) 西谷祐子、「消費者契約・労働契約及び絶対的強行法の適用問題」、国際私法学会、2007年5月11日、上智大学

(4) 高杉直、「国境を越えた企業合併・買収—国際私法の視点から」、国際法学会、2006年10月8日、横浜国立大学

〔図書〕(計2件)

(1) 野村美明・長田真里・黄ジンテイ・高杉直、法律文化社、『ケースで学ぶ国際私法』、2008年、269頁

(2) リッチマン・レイノルズ(松岡博・吉川英一郎・高杉直・北坂尚洋訳)、レクシスネクシス・ジャパン、『アメリカ抵触法(上巻)』、2008年、295頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

高杉 直 (TAKASUGI NAOSHI)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：60243747

### (2) 研究分担者

植松 真生 (UEMATSU MAO)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：00294744

多田 望 (TADA NOZOMI)

熊本大学・法曹養成研究科・教授

研究者番号：40274683

長田 真里 (NAGATA MARI)

研究者番号：10314436

西谷 祐子 (NISHITANI YUKO)

Visiting Professor, Duke Law School

研究者番号：30301047

### (3) 連携研究者

Alejandro M. Garro

Adjunct Professor, Columbia Law School

Diego Fernandez Arroyo

Professor, Universidad Complutense de Madrid